

物損事故(BF210JG-1落下事故)

1. 発生日時 平成21年7月30日 午前9時30分頃
2. 発生場所 港湾道路
横浜市鶴見区大黒ふ頭1(P-1/双葉のカーブ)
天候は晴れ・視界良好
3. 事故当事者 所属：有限会社〇〇商会 職種：運転手-S氏
年齢：41歳 勤続年数：8年0ヶ月 勤務態度：良好
4. 事故概要 東京国際埠頭株式会社より、輸送依頼を頂きましたBF210JG-1#1130を、東京国際埠頭構内(鈴蘭埠頭)から搬出し、大黒ふ頭C-2へ輸送業務途中に、該当貨物であるBF210JG-1を荷台より落させた。
発生原因として、BF210JG-1を固縛せず右曲がりの直角カーブを20km/h程度で進入し、道路に設置されているCATS-E柱に乗り上げながら走行した為に、BF210JG-1が振動と達心力より荷台からずり落ちて横倒しのまま着地した。
5. けがの状況 なし
6. 事故の原因 BF210JG-1全く固縛せずに走行した事。(基本動作の不履行)
(補足説明として、ドライバーは平成21年5月31日(日)に安全講習会及び固縛実技講習を受けたばかりです。)
BF210JG-1の鉄シャーの油圧が下がっており、多少空転するような状況の機械であった(ドライバー監督)。
通常の通り道(大黒大橋経由スカイウォークの十字路を左折)が、混雑していたのでいつもと違う経路(十字路右折)で迂回した為に、曲がりがきついカーブがある経路を選んだ。
7. 状況写真
- 
8. 事故への対応 事故発生時同日目に、首都圏オフィス・竹田氏及び有限会社〇〇商会・〇〇専務と同行のもと、現場に急行し現地にて、コマツクリック株式会社・〇〇部長・〇〇課長・〇〇課長/東京国際埠頭株式会社・〇〇課長・〇〇様に対して、謝罪の上、事故発生経緯説明を実施致しました。
清掃完了後に、横浜港湾局北部管理課・〇〇所長・〇〇様に、再度謝罪を実施しました。
現場での処置として、横倒し貨物の撤去・路上に散乱した木屑・金屑・オイルの除去・排水溝に侵入したオイルの回収・オイル吸着剤及びオイル吸着シートの回収・路面へのダメージの応急パテ埋めを実施致しました。
- (時系列)
- 7月30日
- AM09:55 〇〇商会・〇〇専務より事故発生の一報をうける。
 - AM10:15 当社より、竹田、上野の2名にて現場に向けて急行する。
 - AM10:45 現場に到着、状況確認・事故状況・ドライバーからの聞き取りを実施する。
 - AM10:50 横浜市港湾局・〇〇様/東京国際埠頭・〇〇様に経緯説明及び謝罪を実施する。
 - AM11:00 コマツクリック株式会社・〇〇部長・〇〇課長・〇〇課長に経緯説明及び謝罪を実施する。
 - AM11:10 警察署到着、現場検証を開始する。
 - AM11:55 レッカー車輌到着、BF210JG-1の引き起こし作業開始する。
 - PM12:25 BF210JG-1の引き起こし完了、低床トレーラーへの積載を実施する。
 - PM12:40 オイル回収用バキューム車輌が到着し、排水溝よりオイル回収を実施する。
 - PM13:10 事故現場及び周辺の清掃業務開始する。
 - PM13:45 事故現場復旧作業完了(横浜港湾局立会いのもと)。
 - PM13:50 横浜市港湾局・〇〇所長・〇〇様に経緯説明及び謝罪を実施する。
9. 今後の対応策 有限会社〇〇商会へ対して、該当業務を一定期間発注する事を取り止める。
当社協力企業への、安全講習会の再教育及び抜き打ちチェックを定期的(2回以上/月)に実施して行きます。
10. コンプライアンス 特殊許可は取得済み(D条件)
新導車は2台配置

以上